

本書面は、VCTRADE サービスの暗号資産等貸借取引約款です

暗号資産等貸借取引約款
(VCTRADE サービス)

暗号資産等貸借取引約款 (VCTRADE サービス)

第1条 (本約款の趣旨)

1. 本暗号資産等貸借取引約款 (VCTRADE サービス) (以下「本約款」といいます。) は、お客様が SBI VC トレード株式会社 (以下「当社」といいます。) がインターネットを通じて提供する暗号資産等貸借取引サービスである「貸コイン」 (以下「本サービス」といいます。) における、暗号資産等貸借取引について、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
2. 本約款において「暗号資産等」とは、暗号資産 (資金決済に関する法律 (平成 21 年法律第 59 号) 第 2 条第 14 項に規定する暗号資産をいいます。以下同じ。) 及び電子決済手段 (資金決済に関する法律第 2 条第 5 項に規定する電子決済手段をいいます。以下同じ。) を総称して、又は個別にいうものとします。また、「暗号資産等貸借取引」とは、お客様が当社に暗号資産等を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産等と同一の種類及び数量の暗号資産等を返還する消費貸借取引をいうものとします。
3. 本約款に定めのない事項については、「サービス総合約款」 (VCTRADE サービス) (以下「サービス総合約款」といいます。) が適用されるものとします。また、本約款の規定と「サービス総合約款」の規定が異なるときは、暗号資産等貸借取引に関しては、本約款の規定が「サービス総合約款」の規定に優先して適用されるものとします。

第2条 (口座開設)

1. お客様が本サービスを利用するためには、「サービス総合約款」に基づき、暗号資産等の現物取引及び暗号資産関連デリバティブ取引に関する口座である SBI VC トレード取引口座 (以下「暗号資産等取引サービス口座」といいます。) を開設する必要があります。
2. 前項に基づき暗号資産等取引サービス口座を開設したお客様は、本約款及び当社が第 3 条に基づきお客様に対して交付する「暗号資産等貸借取引説明書 (VCTRADE サービス)」 (以下「暗号資産等貸借取引説明書」といいます。) に同意し、当社が承諾した場合に限り、本サービスを利用できるものとします。
3. 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。
 - (1) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
 - (2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
4. 本サービスは、当社が第 2 項の承諾をし、所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、お客様が入力されたメールアドレス及びログインパスワードと当社に登録されているメールアドレス及びログインパスワード (二要素認証その他

のセキュリティ措置を含みます。) が一致した場合にのみ利用することができます。

5. 本サービスのご利用に必要なとなる通信用の機器などは、お客様にご用意いただくものとしします。

第3条 (暗号資産等貸借取引に関するご説明書)

本サービスの利用申込みにあたって、当社は、あらかじめ、お客様に対して「暗号資産貸借等取引説明書」を交付します。この書面は、暗号資産等貸借取引に係るリスク等を詳細に説明しておりますので、内容をご確認いただき、ご不明な点があれば、取引開始前にご確認ください。

第4条 (暗号資産等の種類)

本サービスは、暗号資産等のうち、本サービスが指定する種類の暗号資産及び電子決済手段について提供します。

第5条 (条件等)

当社は、本サービスにおいて、お客様から暗号資産等の貸出しの申込みを受け付ける回号(以下単に「回号」といいます。ごとに、暗号資産等の種類、申込数量の上限、契約期間、利用料率、申込み受付開始時間及び申込み受付終了時間等の条件等を定めることとします。なお、当社は、外国電子決済手段(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和5年内閣府令第48号)第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいいます。)の貸出しに係る回号においては、お客様1人当たりの申込数量についても上限を定めることとします。

第6条 (申込内容の明示)

次条に規定する方法により暗号資産等の貸出しの申込みを行う際は、当該申込に係る回号において定める条件の範囲内で、暗号資産等の種類、数量、別途本サービスが提示する契約期間の中からお客様が選択する期間その他の暗号資産等の貸出しに必要な事項として当社が指定する事項を明示していただきます。

第7条 (申込みの方法)

暗号資産等の貸出しの申込みは、回号ごとに、本サービスの指定する方法により、インターネットを通じて行っていただきます。

第8条 (受付及び取消し)

1. 貸出しの申込みの受付が確定する時点は、通信端末等にお客様が入力された申込内容について当社が照合し、当該照合に対するお客様の確認の入力を当社が受信した時点とします。なお、この時点においては、お客様の申込みの受け付けが確定したのみであり、貸出しに関する約定は成立していない点にご留意ください。
2. お客様は、貸出しの申込みをし、当該申込みの受け付けが前項の規定により確定した時点で、当該貸出しの申込みに係る暗号資産等と同じ種類、数量の暗号資産等を売却、譲渡、担保設定その他の処分することができなくなります。但し、貸出しの申込み受付終了時間(当社が第5条に基づき回号ごとに定める申込み受付終了時間をいいます。以下本条において同じです。)までに本条第4項に基づきお客様が貸出しの申込みを取り消した場合、お客様は、当該貸出しの申込みに係る暗号資産等と同じ種類、数量の暗号資産等の売却、譲渡、担保設定その他の処分が可能となります。

3. 当社は、申込内容が次のいずれかに該当する場合は、当該申込みの受付を行いません。
 - (1) お客様の貸出しの申込内容が、第 6 条及び第 7 条に定める事項のいずれかに反している場合
 - (2) お客様の暗号資産等取引サービス口座において申込時において当該貸出しに必要な暗号資産等がない場合
4. 当社が本サービスにより受付けた貸出しの申込みの取消しは、申込み受付終了時間までに限り、行うことができます。

第9条 (約定)

1. 当社が本サービスにより受付けた貸出しの申込みに係る暗号資産等貸借取引は、当社が申込内容を確認し、承認した時点で成立するものとします（以下、本条に基づき成立する個別の暗号資産等貸借取引を「個別暗号資産等貸借取引」といいます。）。ただし、当社が受付けたお客様からの申込内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該申込みが約定しないことがあります。
 - (1) 受付け後、約定するまでに当該申込みが第 6 条又は第 7 条に反することになった場合。
 - (2) その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が判断する場合。
2. 前項に基づき個別暗号資産等貸借取引が成立した時点で、個別暗号資産等貸借取引に係る暗号資産等は、お客様の暗号資産等取引サービス口座から差し引かれます。当該差し引きが行われた時点で、当該暗号資産等は、当社に対して貸し出されるものとします。
3. 個別暗号資産等貸借取引の契約期間は、第 1 項に基づき個別暗号資産等貸借取引が成立した日を開始日とし、第 6 条に基づきお客様が選択及び明示をした期間が経過する日を満了日とします。

第10条 (自動更新)

1. 暗号資産等の貸出しの申込み時において、お客様が契約期間の自動更新を希望された場合、本サービス所定の期日までに、お客様から個別暗号資産等貸借取引の契約期間を更新しない旨のお申出がない限り、同様の契約期間を自動的に更新するものとし、以降も同様とします。
2. 前項に基づく自動更新は、お客様による貸出しの申込みに際して、自動更新が可能である旨を当社が示し、お客様が自動更新を希望する旨を明示した場合に限り、適用されるものとします。

第11条 (売却等の禁止)

お客様は、個別暗号資産等貸借取引の契約期間中、当該個別暗号資産等貸借取引に基づき当社に対して貸し出している暗号資産等（当該暗号資産等の返還を請求する権利を含みます。）を売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることはできません。

第12条 (返還)

当社は、お客様に対して、個別暗号資産等貸借取引の契約期間満了日に、当社がお客様から借り受けた暗号資産等と同じ種類、数量の暗号資産等を、お客様の暗号資産等取引サービス口座に送付する方法により、返還します。

第13条 (利用料及び消費税相当額の支払)

1. 利用料は、契約期間（契約期間満了日を除くものとします。）に応じ、個別暗号資産等貸借取引に基づき当社に対して貸し出している暗号資産等に、本サービス所定の利用料率を乗じて計算された額とします。
2. 当社は、お客様に対して、個別暗号資産等貸借取引の契約期間満了日に、利用料及び利用料に係る消費税相当額を支払います。
3. 前項に定める支払の方法は、当社がお客様から借り受けた暗号資産等と同じ種類の暗号資産等を、前条に基づき返還する暗号資産等とともに、お客様の暗号資産等取引サービス口座に送付する方法とします。

第14条 (本サービスを利用した申込み及び個別暗号資産等貸借取引の照会)

当社が本サービスで受け付けた貸出しの申込み及び個別暗号資産等貸借取引の内容は、本サービスにより照会することができます。

第15条 (取引内容等の確認)

貸出しの申込み又は個別暗号資産等貸借取引の内容等についてお客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

第16条 (同意事項)

お客様は、以下の各号に定める事項について同意するものとします。

- (1) 当社によるお客様からの暗号資産等の借入れは、暗号資産等の管理に該当せず、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産等は、資金決済に関する法律に基づく分別管理義務（電子決済手段について信託の方法により分別管理する義務を含みます。）の対象ではないこと
- (2) お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済に関する法律に基づく、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しないこと。また、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した電子決済手段について、信託の受益者としての地位を有しないこと。
- (3) 暗号資産等貸借取引において、当社は、お客様に対して、担保を提供しないこと
- (4) 当社が破綻した場合、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産等の返還を受けられない可能性があること

第17条 (利用時間)

お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

第18条 (手数料)

本サービスについて、取引手数料は無料です。

第19条 (ハードフォーク等)

本サービスの取扱う暗号資産等に係るブロックチェーンにつきハードフォーク（ブロックチェーンの Protokol において、後方互換性及び前方互換性のないアップデートが行われた結果、当該ブロックチェーンについて不可逆的な分岐が生じることをいいます。以下同

様です。)が行われた場合、当社は、当社がお客様より借り入れているハードフォーク前の暗号資産等につき、ハードフォーク後に誕生した新しい暗号資産(以下「新暗号資産」といいます。なお、当社が取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンのハードフォークにより、当該電子決済手段の発行者がサポートしないトークンが生じた場合には、当該トークンは新暗号資産に含まれます。)を追加で借り入れる義務及び当該新暗号資産をお客様に返還する義務を負いません。なお、ハードフォーク後に誕生した新暗号資産の適法性、安定性等に問題が無いことを確認した場合、当社の裁量により、お客様より新暗号資産を追加で借り入れ、又は、お客様に新暗号資産を返還し若しくは相当する金銭を交付することができます。

第20条 (解約)

1. お客様は、本約款に基づき成立した本サービスに係る契約(個別暗号資産等貸借取引に係る契約を含み、以下「本契約」といいます。)を解約することはできません。但し、お客様が、「サービス総合約款」に基づき成立した契約を解約し、暗号資産等取引サービス口座を閉鎖した場合は、本契約も解約されます。
2. お客様は、前項但し書きに基づき、本契約が解約された場合、当社に対して、本サービスが別途定める手数料を支払うものとします。
3. 本契約の解約の効力は、当社がお客様より前項に基づく手数料の支払いを受領した時点で発生します。
4. 第1項但し書きに基づき、本契約が解約された場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社所定の時点で、個別暗号資産等貸借取引に基づきお客様から借り入れている全ての暗号資産等を売却できるものとし、お客様が振込銀行口座を登録しているときには、当社所定の時点において、出金手数料等を差し引いた上で、金銭を当該銀行口座に払い戻せるものとします。当社は、本項に基づいて当社が行った行為によりお客様が被った損害について責任を負いません。
5. 本契約が解約された場合、当社は、お客様に対して、当該暗号資産等貸借取引に係る利用料を支払いません。

【制定】2022年1月26日

【改定】2022年4月13日

【改定】2023年5月24日

【改定】2026年3月18日

【改定】2026年4月1日